

# 地域特産品で 甲賀の新しい魅力を発信

## ●地域特産品開発事業補助 ●ふるさと創業支援事業補助

地域特性を活かした特産品の開発や販売促進等の活動に対し、経費の一部を補助します。

### ■補助対象事業者

市内で1年以上事業を行っている法人または個人

### ■募集期間 4月1日(金)～6月30日(木)

### ■補助対象事業・補助金額

補助対象事業内容	補助率	補助金上限
①特産品の開発または既存の特産品を改良し、新しく商品化する事業 ②特産品の製造について、甲賀市で生産する原材料を使用し、商品化する事業 ③甲賀市の魅力発信に繋がる商品(商品名)の商品化事業	補助対象経費の1/2以内	● <b>新商品開発</b> 40万円～50万円 (開発商品による) ● <b>商品改良</b> 10万円
④販路開拓のためのWEBサイト新設等(農産品に限る)		25万円
⑤GAP認証取得のための経費(GAP:食と人の安全安心を守る観点から行う農業生産工程管理)		10万円

※1事業につき1回限りとし、併用して申請することは出来ません  
※その他詳細は下記まで  
※予算額に満たない場合は継続して申し込みを受け付けます

問い合わせ・受付先  
商工政策課 商工業振興係 ☎65-0709/☎63-4087 農業振興課 農産係 ☎65-0712/☎63-4592

平成  
28・29  
年度

# 後期高齢者医療制度の 保険料率をお知らせします

後期高齢者医療制度では、高齢化の進展や医療の高度化などにより医療費が年々増加しています。医療費に見合う保険料収入を確保し、制度の健全な運営を維持するため、平成28年度から保険料率を改定します。ご理解いただきますようお願いいたします。

## ●平成28・29年度の保険料率

区分	保険料率	
	現行 (平成26・27年度)	改定後 (平成28・29年度)
均等割額	44,886円	45,242円
所得割率	8.73%	8.94%
年間保険料 上限額	57万円	57万円 (変更なし)

### ■均等割2割軽減

「基礎控除額(33万円)」+  
「48万円×世帯の被保険者数」  
※以前は太字部分が47万円

### ■均等割5割軽減

「基礎控除額(33万円)」+  
「26.5万円×世帯の被保険者数」  
※以前は太字部分が26万円

その他の軽減は変更ありません。  
平成28年度の保険料額は7月に郵便でお知らせします。

※「所得割額」の計算方法:総所得金額等から基礎控除の33万円を差し引いた金額×右記の割合

## ●保険料均等割額の軽減対象範囲が拡大

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式による金額を超えない場合、均等割額が軽減されます。基準額の引き上げにより軽減対象範囲が拡大されます。

滋賀県後期高齢者医療広域連合のホームページで、保険料額の試算ができます。

### ▶保険料試算ページ

http://www.shigakouki.jp/seido/seido\_05-03.html

問い合わせ  
保険年金課 後期高齢者医療係  
☎65-0689/☎63-4618

# 陶業後継者育成修学資金の貸与制度

信楽焼および八田焼の関連事業所で5年以上就業予定の方に修学資金を貸与する制度があり、次のとおり平成28年度の修学資金貸与学生を募集します。

- 募集人員** 若干名
- 就学機関** デザインまたは業業に関する技術、技能などを養成する機関
- 貸与期間** 2年以内
- 貸与額** 月額10万円を限度として無利子で貸与
- 貸与条件** 修学終了後引き続き5年以上陶業関係に就業する

- 連事業所に就業しようとする方で高等学校卒業または同等の学力を有すると認められる方
- 資金返還** 貸与を受けた修学資金は卒業後5年以内に50%(家業に就く方は70%)の返還をいただきます。
- 申請手続** 所定の申請書、在学証明書、修学に必要な経費報告書、作文、面接等採否および貸与額は修学資金貸与審査会で決定します。
- 募集期限** 4月15日(金)

問い合わせ先  
商工政策課 商工業振興係 ☎65-0709/☎63-4087

# 平成28年度国民年金保険料の学生納付特例申請の受付を開始します

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生については、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。申請をご希望の方は手続きをしてください。

なお、平成28年3月分までの申請をされている方で本年度も在学中の方には、年金事務所から本年度分の申請について確認のながきが届きます。継続して希望される方はそのながきを返信してください。

- 申請場所** 保険年金課、旧支所である土山、甲賀大原、甲南第一、信楽地域市民センター、

問い合わせ  
草津年金事務所 国民年金課 ☎077-567-2220  
甲賀市役所 保険年金課 ☎65-0688/☎63-4618

- 申請に必要なもの**  
・在学期間が確認できる書類(学生証または在学証明書)
- ・年金手帳(お持ちの方)
- ・認印
- ・退職されて学生になられた方のみ「雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証
- その他** 「学生納付特例制度申請」の様式は、日本年金機構のホームページからダウンロードすることも可能です。

平成28年度の国民年金保険料額は16,260円(月額)となります。

# 入院時 食事療養費等の 標準負担額が 改正されます

入院時食事療養費および入院時生活療養費の標準負担額について、入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、一食当たりの負担額が改正されます。

ただし、低所得者、指定難病患者、小児慢性特定疾病患者および、一定要件に該当する精神病床に入院している患者の負担額は据え置かれます。

## 入院時食事療養費および入院時生活療養費の標準負担額 (平成28年4月1日から)

	一般病床・ 精神病床等	療養病床	
		医療区分I (医療区分II、III以外)	医療区分 II、III
65歳未満	一般所得 (平成28年3月31日まで) 一食260円 (平成28年4月1日から) 一食360円	(平成28年3月31日まで) 一食260円	(平成28年3月31日まで) 一食260円
		(平成28年4月1日から) 一食360円	(平成28年4月1日から) 一食360円
65歳以上	一般所得 (平成28年3月31日まで) 一食260円 (平成28年4月1日から) 一食360円	一食460円 居住費320円	(平成28年3月31日まで) 一食260円 居住費0円 (平成28年4月1日から) 一食360円 居住費0円
		一食210円 (注1)90日超で、 一食160円	一食210円 居住費320円
	低所得II (市町村住民税非課税者)	一食210円 居住費320円	一食210円 居住費0円 (注1)90日超で、 一食160円
	低所得I (市町村住民税非課税者 であり、かつ一定所得 以下の70歳以上の者)	一食100円	一食130円 居住費320円

※表中の負担額引き上げ対象者のうち、指定難病患者、小児慢性特定疾病患者については負担額を据え置く。  
※平成28年4月1日において、既に1年を超えて精神病床に入院している患者の負担額は、経過措置として、据え置く。  
※合併症等により転退院した場合は、同日内に再入院する者についても、経過措置の対象として、負担額を据え置く。  
(注1)「90日超で一食160円」の適用を受けるには、申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ  
保険年金課 国保年金係 ☎65-0688  
後期高齢者医療係 ☎65-0689/☎63-4618